平成２１年（フ）第１６１号
長野県佐久市岩村田3334番地１　花園団地Ａ―207
債務者　中原　亮寿
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１６２号
長野県佐久市岩村田3334番地１　花園団地Ａ―207
債務者　中原　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６４号
島根県浜田市長沢町647番地　第２畑岡アパート203号
債務者　川上　　司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０１号
島根県浜田市松原町298番地３、住民票上の住所島根県浜田市浅井町844番地５
債務者　栗栖　和恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６４１号
静岡市葵区上土１丁目17番60―101号、旧住所静岡市葵区沓谷３丁目２番11―105号
債務者　暮林　久司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２号
静岡県富士市富士見台２丁目５番地　市営住宅富士見台団地11―401号
債務者　長谷川みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１８４号
静岡県富士市三ツ沢237―１　アルカディア202号内田方、住民票上の住所北海道札幌市厚別区大谷地東３丁目３番３―908号
債務者　松下　清美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１３７号
北海道中川郡幕別町札内若草町550番地の42
債務者　東　　次郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
北海道中川郡幕別町札内若草町550番地の42
債務者　伊藤　章子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
北海道帯広市西21条南２丁目37番10号　コーポＫ102号
債務者　太田千香子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
北海道帯広市東10条南２丁目１番地59　セリバテール102Ａ・203号室
債務者　小笠原　梢
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３２６号
東京都立川市栄町４丁目２番地の３サンフラワーマンション203号
債務者　樋口　浩司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４６３号
神奈川県座間市栗原中央５丁目１番１―104号　ハイム座間中谷
債務者　高橋　清子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１７９号
静岡県富士市川成島223番地１　社宅Ａ―304号
債務者　渡邊　弘行
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３８１号
広島県福山市川口町２丁目９番43号
債務者　藤井　　充
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係